

# 居宅介護支援重要事項説明書

< 令和6年 4月 1日 現在 >

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-466-8812

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 事業所名          | ひばりが丘・あおいホームケアサービス          |
| 所在地           | 東京都西東京市ひばりが丘3丁目1-8          |
| 指定記号番号        | 東京都指定・第 1375424247 号        |
| サービスを提供する地域 * | 西東京市・東久留米市・小平市・武蔵野市・練馬区・新座市 |

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

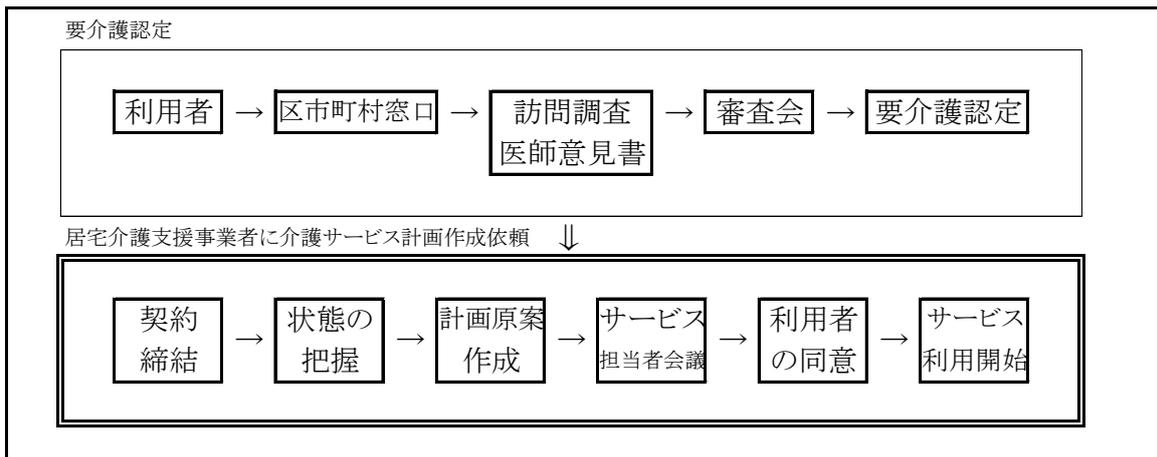
### (2) 同事業所の職員体制

|         | 常勤   | 非常勤 | 計    |
|---------|------|-----|------|
| 管理者(兼務) | 1名   | 0名  | 1名   |
| 介護支援専門員 | 1名以上 | 0名  | 1名以上 |

### (3) 営業時間

|         |             |
|---------|-------------|
| 月曜日～金曜日 | 8:30～17:30  |
| 休業日     | 土曜日・日曜日・祝日  |
| 年末年始休業  | 12月30日～1月3日 |

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



## 4. 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ・ 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降 1ヶ月あたり下記のとおりです。

要介護1～2 1,086単位 ・ 要介護3～5 1,411単位

加算： 初回加算 300単位 退院・退所加算 450単位～900単位

入院時情報連携加算(Ⅰ)250単位 入院時情報連携加算(Ⅱ)200単位

通院時情報連携加算 500単位 ※1単位＝11.05円(3級地)

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一旦、1ヶ月あたり介護サービス計画(ケアプラン)費の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

利用者は、このサービス提供証明書を後日、役所の窓口に出し、差額の払戻しを受けることができます。

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

### (3) 解約料

お客様は、いつでも契約を解除することができ、料金は一切かかりません。

### (4) その他

居宅介護支援について記録を作成し、完結から2年間保管するとともに、利用者様又は代理人様の求めに応じて閲覧に供し、希望により実費負担で複写物(コピー)を交付します。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ 入院を含む介護保険サービスの未利用期間が3ヶ月に及んだ場合
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

利用者様やその家族様などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

### 6. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。  
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。  
また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

### 7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- (1) 運営の方針  
当事業所は、利用者様の選択により、心身状況や環境等に応じた介護サービスを受け、ご自宅で生活できるよう、配慮し支援させていただきます。  
利用者様の立場に立ち提供されるサービスの種類が特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (2) 居宅介護支援の実施概要等  
介護サービス計画の作成手法は在宅ケアアセスメント表を使用し、特徴は下記のとおりです。
  - ①利用者様一人ひとりのケアの目標を明確にし、自立の姿を示す。
  - ②介護サービス計画作成者がケアの判断基準や根拠を明らかにできる。
  - ③医療、福祉の職種を越えた共通言語によって、多種多様なスタッフが共通理解のもとでケアを進める。
- (3) サービス利用のために

| 事 項             | 有無 | 備 考                |
|-----------------|----|--------------------|
| 介護支援専門員の変更      | ○  | 変更を希望される方はお申し出ください |
| アセスメント(課題把握)の方法 | ○  | 在宅ケアアセスメント表等による    |
| 介護支援専門員への研修の実施  | ○  | 資質向上、虐待防止、感染症予防等   |
| 虐待防止に関する責任者     | ○  | 管理者:古賀 晴美          |

## 8. サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所の利用者様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者:古賀 晴美 電話 042-466-8812

### ② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

西東京市役所 高齢者支援課 保谷庁舎 電話:042-439-4425

西東京市役所 高齢者支援課 田無庁舎 電話:042-420-2816

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 電話:03-6238-0177

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 電話:03-5320-4597

東久留米市 介護福祉課 電話:042-470-7750

新座市 長寿福祉課 電話:048-477-1111

練馬区 介護保険課 電話:03-3993-1111

小平市 高齢者支援課 電話:042-346-9539

武蔵野市 高齢者支援課 電話:0422-60-2525

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびその家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者様の家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族様の個人情報を用いません。

## 9. 虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通知します。

## 10. 身体拘束に関して

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 11. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所計画のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、御家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所の活動時に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。 令和 年 月 日

事業者所在地 東京都西東京市ひばりが丘3丁目1-8

名 称 医療法人社団 葵 会  
ひばりが丘・あおいホームケアサービス

説明者 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者様 住所

氏名 印

(代理人様) 住所

氏名 印

## 【契約書別紙】

○ 担当介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 042-466-8812 \_\_\_\_\_

○ 料金

- ・ 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降 1ヶ月あたり下記のとおりです。  
要介護1～2 1,086単位 ・ 要介護3～5 1,411単位  
加算：初回加算 300単位 退院・退所加算 450～900単位  
入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位 入院時情報連携加算（Ⅱ）200単位  
通院時情報連携加算 500単位 ※1単位＝11.05円（3級地）

- ・ 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合がございます。

その場合は、一旦、1ヶ月あたり介護サービス計画（ケアプラン）費の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

利用者は、このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に出し、差額の払戻しを受けることができます。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、管理者か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：042-466-8812

（受付時間 月～金曜日 8:30～17:30）

※土・日・祝日・年末年始休業

事業者

- <事業者名> 医療法人社団 葵 会  
ひばりが丘・あおいホームケアサービス（東京都指定・第 1375424247号）
- <住所> 東京都西東京市ひばりが丘3-1-8
- <代表者名> 理事長 新谷 幸義

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名> \_\_\_\_\_ 印

（ <代理人氏名> \_\_\_\_\_ 印 ）